

香川県は外国人材受入企業が行う 外国人材の住まいの環境整備を応援します！！

香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金

募集期間：令和8年4月1日～（随時受付）

補助対象者

県内事業所で外国人材を雇用する法人事業者又は個人事業主

補助内容

上限 **100**万円

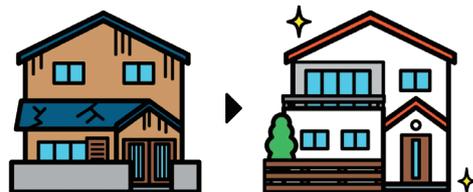
【補助率】対象経費の1/3

補助対象事業

外国人材受入企業サポーターが取り扱う空き家を購入して、外国人材受入企業が雇用する外国人材の住まいとして改修する事業

●主な補助条件

- ①外国人材受入企業サポーターが所有・管理・媒介する空き家を、雇用する外国人材の住まいとして改修すること。
- ②改修後も外国人材受入企業が、対象物件を外国人材の住まいとして使用すること。
- ③改修工事完了後約半年以内に外国人材が入居予定の物件であること。
- ④令和9年3月末までに改修工事が完了し、実績報告できるもの。



●補助対象経費

家屋の改修に要する経費及び対象物件と構造上一体で通常必要と認められる設備に要する経費。

〈対象外経費例〉

- ①補助対象者自らが改修を実施する場合に要する経費
- ②外構・車庫・倉庫等の改修に要する経費
- ③住宅構造の改修を伴わない機器や備品の購入・設置に要する経費
- ④物件購入費用、維持管理・保守管理費用、土地購入費用、住居スペース以外の工作物などの整備に要する経費
- ⑤知事が適当でないと認める改修工事に要する経費

補助金を活用して、
「**住まいの環境**」を整え
より**働きやすい企業へ！**



詳細は
こちらから
(香川県ホームページ内)



手続きの流れ

- 1 事前相談
- 2 交付申請
- 3 交付決定 (県から)
- 4 工事着手
- 5 実績報告
- 6 補助金支給 (県から)

※実績報告書提出期限 令和9年3月末

問い合わせ先

香川県政策部地域活力推進課 地域活性化・移住促進グループ
TEL:087-832-3125 FAX:087-831-1165 mail:chiiki@pref.kagawa.lg.jp